

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町槻木字下槻木578の1

2 指定の目的 水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字落水587、字長野619

2 指定の目的 水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字落水587・字長野619（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第616号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定による行政処分について、同法第41条の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

## 1 被処分者

## (1) 商号又は名称

パシフィック・ワールド

氏名

寺田伸次

主たる営業所等の所在地

八代市末広町3番地の3

登録番号

熊本県知事（5）第01368号

登録年月日

平成15年8月14日

## (2) 商号又は名称

不二商事

氏名

西村不二人

主たる営業所等の所在地

熊本市南坪井町7番7号GSハイム筑紫1109号

登録番号

熊本県知事（4）第01533号

登録年月日

平成14年10月4日

## (3) 商号又は名称

タカ才商事

氏名

木村次男

主たる営業所等の所在地

八代市港町135番地